

鳴門市

ねこサポート団体認定制度

飼い主のいない猫の繁殖を抑制し、人と動物の調和のとれた共生社会の実現を目指し、動物愛護の推進と市民の快適な生活環境の保持を図るため、鳴門市内で飼い主のいない猫に対し TNR 活動等に取り組んでいる団体を「鳴門市ねこサポート団体」として市が認定し、身元を保証することで、円滑に活動が行えるように支援する制度。

・・・ 認定を受けた団体には、市から認定証、腕章を交付します ・・・



認定の要件

- (1) 市内において継続的に活動しているボランティア団体等であること。
- (2) 3 人以上の団体員等を有し、団体を代表する者を定めていること。
ただし、同一世帯のみで構成されていないこと。
- (3) TNR 活動等に対して、十分な知識、技術及び経験を有すること。
- (4) 政治活動、宗教活動、又は営利活動を目的としていないこと。



主な手続きについて

申請書の提出 >> 市の審査 >> 認定証等の交付 >> 実績報告

▶申請時の添付書類:①団体の会則 ②代表者及び団体員の本人確認書類(顔写真付き) など

- 申請は市内で主に活動している団体員等についてのみ行うこと。
- 有効期限日は認定証交付の日から翌年度の 3 月 31 日まで。
- 有効期限日の属する年度の 3 月 1 日～20 日までの間に更新手続きが必要(更新時に旧認定証・腕章を返還)。
- 実績報告書は有効期限日が属する年度末に提出すること。
- 認定証等は鳴門市内においてのみ効力を有するものとする。



活動内容

- (1) 飼い主のいない猫への TNR 活動(TNR に係る技術的助言・支援等を含む)。
- (2) 飼い主のいない猫の里親探しや適正管理等への協力・支援等。
- (3) その他猫に関する相談への助言・支援等。
- (4) 猫等の動物愛護の推進について、市が実施する事業に必要な協力を行う。
- (5) 災害時において、市が実施する猫等の避難・保護等に関する施策に必要な協力を行う。

